

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 8 月 7 日

月 曜 日

第 4238 号

目 次

告 示

○換地処分 1

公 告

○土地区画整理事業の施行者の変動 2

○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 2

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 3

告 示

富山県告示第349号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成29年 8 月 3 日県営農地整備事業飯沢栃沢地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成29年 8 月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

公 告

土地区画整理事業の施行者の変動

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第11条第 7 項の規定により魚津市慶野地区土地区画整理事業施行者から施行者に変動を生じた旨届出があったので、同条第 8 項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 8 月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 土地区画整理事業の名称
魚津市慶野地区土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地
魚津市住吉 543番地 1
- 3 施行認可の年月日
平成28年 7 月 6 日
- 4 新たに施行者となった者の氏名及び住所
太田 真也子 黒部市神谷1568番地 1 メゾン・ルミナスⅡ102号

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 8 月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成29年 6 月 30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人安全企画センター
- 3 代表者の氏名
榮 作次
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市金屋3783番地の7
- 5 定款に記載された目的

この法人は、富山県民に対して、道路の調査並びに地域安全に係るパトロール事業等を行い、環境の保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年8月7日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成29年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おやべスポーツクラブ

3 代表者の氏名

垣田 俊彦

4 主たる事務所の所在地

富山県小矢部市埴生字八俣2124番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、小矢部市を中心とする地域住民に対してスポーツ・健康づくり活動と文化活動の振興に関する事業を行い、会員が健康の保持増進を図り、親睦を深められるようにするとともに、会員のみならず地域住民の健全な心身の育成に寄与することを目的とする。又、そのことを通して活力あるまちづくりに貢献することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成29年8月7日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

パロー窪新町店 富山市窪新町小橋詰割 1 番 2 号 ほか14筆

2 店舗を設置する者 関電不動産開発株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 関電不動産株式会社 大阪府大阪市北区中之島六丁目 2 番27号
代表取締役 中森 朝明

(変更後) 関電不動産開発株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目 3 番23号
代表取締役 勝田 達規

4 変更の日 平成28年 4 月 1 日 ほか

5 変更の理由

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名に変更があったため

6 届出の日 平成29年 7 月 24 日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成29年 8 月 7 日から平成29年12月 7 日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由